

日本企業における 複式簿記普及の経路



小樽商科大学
石川 業

2024.9.1

日本簿記学会第40回全国大会
@神戸大学

1

報告要旨の訂正

- ❖ 誤：明治6年（1863年）
⇒ 正：明治6年（1873年）
- ❖ 誤：昭和26年（1951）年
⇒ 正：昭和26年（1951年）
- ❖ 誤：昭和25年（1950）年
⇒ 正：昭和25年（1950年）

謹んで訂正いたします

2

目 次

1. 背景と課題
2. 対象と方法
3. 日本企業における複式簿記普及率の推測
4. 複式簿記普及率の受け止め方
5. 先行研究・調査で辿る複式簿記の経路
6. 本報告の含意
7. 残された課題

3

1. 背景と課題

2. 対象と方法
3. 日本企業における複式簿記普及率の推測
4. 複式簿記普及率の受け止め方
5. 先行研究・調査で辿る複式簿記の経路
6. 本報告の含意
7. 残された課題

4

背景と課題(1)

- ❖簿記・会計の教科書では概して一様に、複式（西洋式）簿記の効用（役立ち）が高く評価、または、少なくとも肯定的に評価される。たとえば...
- ❖片野(1983)、沼田(1992)、久野(2007)、安平(2007)、中村(2008)、武田(2009)、大藪(2022)、新田(2024)、等を参照

5

背景と課題(2)

- ❖それは、複式簿記の解説が所与の目的とされる場合や、誘導法での決算書作成が想定される状況で一層、自然となる
- ❖他方で、さしあたって私たちが直接的な当事者である日本の、企業全体における複式簿記普及率を推測すると、その高低の受け止め方は一様にはならないかも

6

背景と課題(3)

- ❖その可能性と意味を示すためにも本報告は、今日に至るまでの日本企業における複式簿記普及の経路を通史的に記述する
- ❖日本の簿記の時代史（通史の対義）的な調査・研究は地道に積み上げられている一方、あまりみられないのが現在までの通史的な研究。その意義も示唆したい

7

1. 背景と課題

2. 対象と方法

3. 日本企業における複式簿記普及率の推測
4. 複式簿記普及率の受け止め方
5. 先行研究・調査で辿る複式簿記の経路
6. 本報告の含意
7. 残された課題

8

対象と方法(1)

- ❧本報告で素材・調査対象とされるのは、主に、日本企業における複式簿記普及の度合いを示唆する、特定の時代と特定の企業を対象とした先行研究・調査
- ❧それらの、個々に独立した研究・調査をつないでいく方法で、日本企業における複式簿記普及の経路を通史的に記述

9

対象と方法(2)

- ❧通史「的」と表現しているのは、対象となる時代・企業が、本報告の（上述の）課題に関する範囲に限定されるから
- ❧日本に導入された複式簿記の経路を追うことが目的とされる場合、調査・研究の対象（期間）を基本的に明治時代以降に限定しても、大きな支障はないであろう

10

対象と方法(3)

- ❧通史は、過去から現在に向けて行うのが教科書等での通例だが、本報告ではまず、現在の日本企業における複式簿記普及率を推測し、いわば「現在地」周辺を確認
- ❧そしてそのあとに、複式簿記導入という「出発点」に遡り、どんな経路を辿って「現在地」に至ったのか、を記述する

11

対象と方法(4)

- ❧そのほうが、時系列に沿って淡々と事実（認識）を確認する作業に終始せずに、なぜ「現在地」に辿り着いたのかという因果関係を意識しやすくなるはず
- ❧報告の後半でふれるとおり、複式簿記が日本でどんな経路を、なぜ辿ったのかにつき、私たちは軽視できないと思われる

12

対象と方法(5)

- 以上の過程で実質的に先行研究・調査がふまえられていく、という事情もあって、あらためてそれらのレビューを行うための、独立した章は設けない。これは...
- 近年までの日本企業における、複式簿記普及の経路(通史)を辿った先行研究はみかけない、という認識の反映でもある

13

対象と方法(6)

- なお通史は一般に、特定の時代史と比較して粗っぽくなりやすい(たとえばRussell(1946)参照)ことを自覚しておきたい
- 本報告の内容も、おおざっぱにみえたと予想される。それでもここでの通史的な記述は、緻密な時代史の先行研究・調査を念頭に置き(支えにして)進められる

14

1. 背景と課題
2. 対象と方法

3. 日本企業における 複式簿記普及率の推測

4. 複式簿記普及率の受け止め方
5. 先行研究・調査で辿る複式簿記の経路
6. 本報告の含意
7. 残された課題

15

日本企業における 複式簿記普及率の推測(1)

- 日本での複式簿記普及率は、直接に把握されているわけではないが、青色申告の多寡から、近似的に推測できる...?
- というのも青色申告は、「正規の簿記」、一般的には複式簿記にもとづき行われるといわれているから(所規57・法規53)
- そこで青色申告の多寡を確認してみる

16

日本企業における 複式簿記普及率の推測 (2)

- 所得税につき、直近でわかる令和4年度で、「青色申告の中心となる事業所得者の青色普及割合（所得税の申告納税額のある納税者に対する割合）」は、約65.2%
- 法人税につき、同年度の全法人（およそ95.9%が営利目的）のうち、青色申告法人が占める割合は、約89.0%

17

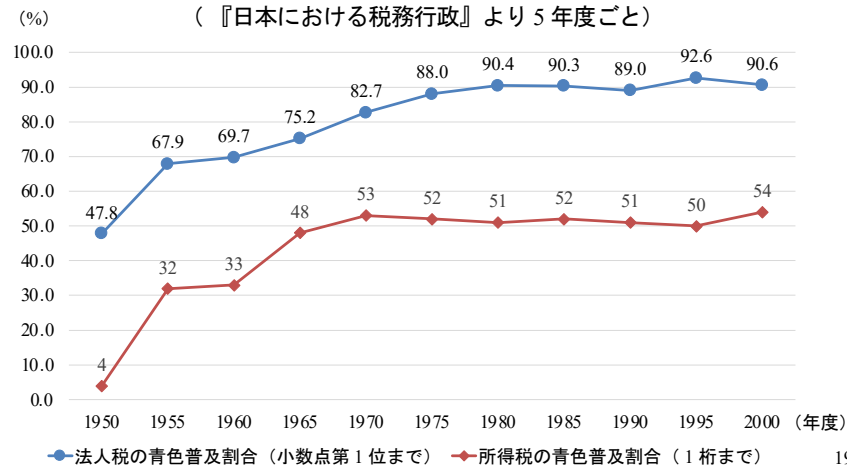
日本企業における 複式簿記普及率の推測 (3)

- 上掲した割合は、国税庁による『日本における税務行政』『事務年報』で毎年度示されてきた。それらは青色申告関連の研究・調査でもよく引き合いに出される
- たとえば次のようなグラフで、青色申告の多寡（青色申告の「普及割合」「普及率」）が時系列的に把握されたりする

18

日本企業における 複式簿記普及率の推測 (4)

青色普及割合の推移【1950-2000】
（『日本における税務行政』より5年度ごと）



19

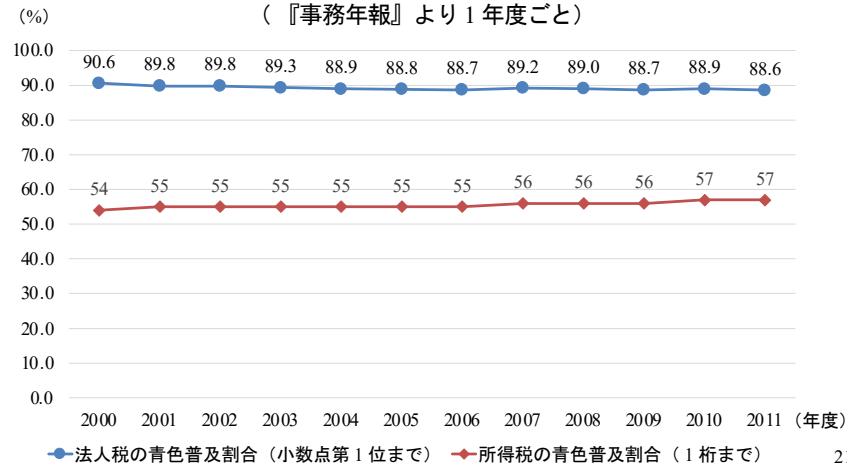
日本企業における 複式簿記普及率の推測 (5)

- 旧来の『日本における税務行政』最終号で平成14年度(2002年度)までのデータを入手可能。ただし昭和60年度(1985年度)まで5年度ごと、以降は毎年度のデータ
- そこで平成12年度(2000年度)まで5年度ごと、以降は後継的な『事務年報』から1年度ごとのデータを得てグラフ作成

20

日本企業における 複式簿記普及率の推測 (6)

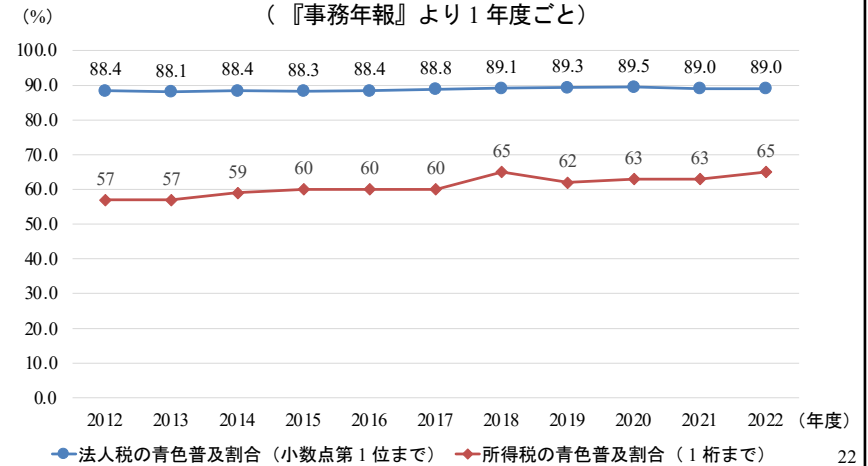
青色普及割合の推移【2000-2011】
(『事務年報』より1年度ごと)



21

日本企業における 複式簿記普及率の推測 (7)

青色普及割合の推移【2012-2022】
(『事務年報』より1年度ごと)



22

日本企業における 複式簿記普及率の推測 (8)

- 法人企業における直近約20年の複式簿記普及率は、90%弱で推移。また個人企業における同普及率は、55%あたりから65%にまで、徐々に上昇しているようにみえる
- なお、(複式簿記を想定した)青色申告を行うことで、簡易な白色申告にはない税制上の特典を享受できる

23

日本企業における 複式簿記普及率の推測 (9)

青色申告に伴う主な税制上の特典【現行】

青色申告特別控除：複式簿記を行えば65・55万円の控除を受けることができる【個人】

青色事業専従者給与額を必要経費に算入できる【個人】

純損失・欠損金を繰り越して控除／繰り戻して還付を受けることができる【個人・法人】

貸倒引当金繰入額の一部必要経費化【個人】や少額減価償却資産の全額損金算入(限度額あり)【中小企業】等々が可能

24

日本企業における 複式簿記普及率の推測(10)

☞ここで、(a)複式簿記を行って、そのまま
(b)青色申告も行い、(c)税制上の特典等を受
ける、また逆の順に、(c)税制上の特典等を受
けるべく、(b)青色申告を行うため、
(a)複式簿記を行うという、(a)⇒(c)と
(c)⇒(a)のいずれの動機にせよ、複式簿記
と青色申告の連動が自然なら...【続く】

25

日本企業における 複式簿記普及率の推測(11)

☞【続き】...上記のような青色申告の多寡
は、複式簿記の普及率に近似するだろう
☞複式簿記を行っても、青色申告の手間は
避けて税制上の特典等も見送る、という
やや意外な事例も考え得るが、その数が
少ないほど青色申告の多寡は、複式簿記
の普及率に近似する、ともいえる

26

1. 背景と課題
2. 対象と方法
3. 日本企業における複式簿記普及率の推測
- 4. 複式簿記普及率の受け止め方**
5. 先行研究・調査で辿る複式簿記の経路
6. 本報告の含意
7. 残された課題

27

複式簿記普及率の 受け止め方(1)

☞そういう想定で、あらためて青色申告の
多寡を眺めると、教科書でその役立ちが
評価されるわりに、複式簿記の普及率は
現在、個人事業者で65%程度にとどまり、
また大部分が営利目的の法人（財産管理
や、財政状態・経営成績の把握も必要な
はずの主体）でも90%を切る...【続く】

28

複式簿記普及率の 受け止め方(2)

- ❖【続き】...という評価も排除はできないかもしれない
- ❖ただし後者の、法人税について青色申告を行う企業の割合は、その計算式の分母にあたる法人数を稼働中のものに絞れば(加藤(2003)参照)、100%に迫る年度も
- ❖計算のあり方が結果も受け止め方も左右

29

複式簿記普及率の 受け止め方(3)

- ❖広く共有(流通)されている、表面的な数値を鵜呑みにせずに、計算方法にまで遡って意味内容を確認するのは、私たちに簿記学徒にとって当然の作業であろう(もちろん、青色申告の多寡(割合)を複式簿記の普及率の代理変数と見立てることも、相変わらず疑義の対象になる)

30

複式簿記普及率の 受け止め方(4)

- ❖青色申告を行う法人企業の割合が実質上100%に近いのなら、そこでの課題は複式簿記普及の先の応用(効用)となり得る
- ❖法人企業を取り巻く新しい取引や技術、新会計基準にも対応した簿記(処理)の探求に取り組んできた当学会員の努力は、複式簿記普及率のあり方と整合し得る

31

複式簿記普及率の 受け止め方(5)

- ❖また複式簿記の普及が大きな課題となるのは明確に個人事業者である、といった認識とも接続し得る。なお、関連して...
- ❖個人事業者のうち正規の簿記、複式簿記で青色申告を行うのは約34%(それ以外の約30%は現金主義を含む簡易簿記による)という調査結果も(財務省(2024)参照)

32

複式簿記普及率の 受け止め方(6)

- ❦となれば、個人事業者における複式簿記の実際の普及率は低い、とみるのが自然
- ❦普及率向上が目標なら、複式簿記を現場で始めるための教育が、その効用の調査とあわせて課題となるか。いずれにせよ個人事業者における(低い)普及率も、当学会員の教育への注力と整合し得る

33

複式簿記普及率の 受け止め方(7)

- ❦ここまで昭和25年(1950年)から令和4年(2022年)における青色普及割合の推移も眺めつつ、特定の時代(史)を意識して、比較的近年における複式簿記普及率の、自然と思われる受け止め方を探った
- ❦得られた見解は、通史の因果を意識した検討を経ても変わらないか、試してみる

34

1. 背景と課題
2. 対象と方法
3. 日本企業における複式簿記普及率の推測
4. 複式簿記普及率の受け止め方

5. 先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路

6. 本報告の含意
7. 残された課題

35

先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(1)

- ❦和式帳合もあった日本への、複式簿記の導入は、英文教科書の訳本刊行をもって語られることが多いものの、それは実務への普及と同じ意味ではなかった
- ❦複式簿記普及のペースは日本においても、明治6年(1873年)の導入当初から緩やかだった(たとえば西川登(2019)参照)

36

先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(2)

- 明治23年(1890年)の旧商法と明治32年(1899年)の新商法は、商業帳簿および決算書(計算書類)の作成を義務づけた
- それを受け、複式簿記を現場に取り込む企業がみられたものの(たとえば、小倉(1960)参照)、複式簿記の普及が広く促されたといえる根拠までではない

37

先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(3)

- 大正時代の関連資料はあまりみかけないが、国税庁(2023)によると商業学校での簿記・会計教育は普及したようである
- その一方、西川登(2019)による社史の調査結果を拝見するかぎり、企業の現場において複式簿記の普及が大きく進んだといえるような傾向まではみられない

38

先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(4)

- 昭和9年(1934年)に公表された商工省「財務諸表準則」においては、発生主義的な期間損益計算が想定されているようで、複式簿記との相性はよいとみられる
- ただ「財務諸表準則」自体が実務に普及しなかった可能性があり(高野(2018))、複式簿記普及との関係は不明確である

39

先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(5)

- 複式簿記の普及率を向上させたのは、「企業会計原則」を想定して昭和26年(1951年)から始まった証券取引法監査と、「正規の簿記」を想定して昭和25年(1950年)から実施された青色申告とみられる
- 前者の対象範囲は相対的に狭い。広範囲にわたる普及を促したのは後者であろう

40

先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(6)

- ☛ それについてはまたあとでふれるとして、前者が強行的な法規に支えられ、後者が税制上の特典を伴う点にまず注意したい
- ☛ 少なくとも日本での複式簿記普及には、そういう法的な強行性や動機づけ・誘因といった、複式簿記にとっては外生的な要因が重要だったようにもみえる

41

先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(7)

- ☛ とすれば、複式簿記の内生的な効用だけでは、実務で採用される決め手としては強くなかったかもしれない
- ☛ こうみてくると、日本企業における複式簿記普及の決め手（因果）につき、主にコスト・ベネフィットの観点から、おおまかながら次の2つの仮説が思い浮かぶ

42

先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(8)

- ☛ 1つ目は、複式簿記を行うことによって、財産管理や財政状態・経営成績の把握が改善されるというベネフィットが、それを得るためのコストを上回ったために、普及が進んだという仮説
- ☛ これはいわば、「複式簿記の内生的効用仮説」である

43

先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(9)

- ☛ 2つ目は、複式簿記を行うことによって、法律違反を回避したり税制上の特典等を受けることによるベネフィットが、それを享受しないコストを上回ったために、普及が進んだという仮説
- ☛ これはいわば、「複式簿記の外生的効用仮説」である

44

先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(10)

- 上述の（概略的）通史と、そこから得た複式簿記普及の因果関係をめぐる仮説をふまえると、日本での複式簿記の経路は、以下のスライド 46-50 に示す規準・分岐に着目しながら記述することができよう
（無色透明で客観的・不偏的な記述にはならない可能性を自覚しておきたい）

45

先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(11)

- ① 複式簿記が導入される明治6年よりも前から和式帳合を行っていたか否か
⇒行っていた場合、和式帳合から複式簿記への乗換え費用（switching cost）が発生し得たはず。内生的な効用との衡量になる
⇒行っていない場合でも、複式簿記の採用に伴う初期費用（initial cost）が発生する

46

先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(12)

- ⇒どちらの場合も、複式簿記を現場に採り入れるための負担（学習・教育や帳簿の準備等）を伴う点で同じだが、定着したルーティンの放棄に伴う心理的・手続き的な負担等は乗換え費用のほうに固有
⇒複式簿記の効用以前に、その導入前の（初期）設定も、のちの経路に影響し得る

47

先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(13)

- ② 複式簿記を行い始めたのは昭和25年よりも前か否か
⇒青色申告や証券取引法監査の開始前から複式簿記が行われていた場合、その内生的な効用が誘因だった可能性が高まる
⇒その効用で、上述①の初期費用も乗換え費用も回収されている可能性がある

48

先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(14)

- ⇒対して青色申告や証券取引法監査の開始に伴い複式簿記が行われ始めていた場合、その誘因はもっぱら複式簿記にとっての外生的な要因であったような外観が整う
- ⇒そうすると、複式簿記の内生的な効用（およびその研究・教育）と、複式簿記の普及との関係は、弱くみえてくる

49

先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(15)

- ⇒それが既述のとおり、複式簿記が日本でどんな経路を、なぜ辿ったのかにつき、私たちは軽視できないと思われる理由
- ⇒このように②の分岐は、それ以降の青色申告の増加をふまえれば、上述した2つの仮説の説得力に差がつきやすい分岐となっている

50

先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(16)

- ③ いま複式簿記を行っているかどうか
- ⇒青色申告や証券取引法監査が開始されてから75年近くが過ぎた現在にあっても、外生的・内生的に関連する重大な変化が生じていないとすれば、②の分岐以降の変化や、それを説明する仮説の評価にも、大きな変化はないと理解しやすい

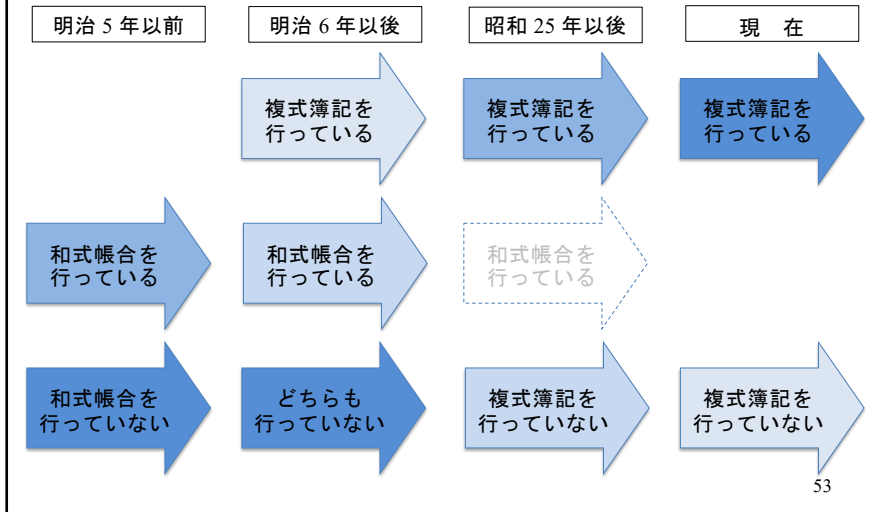
51

先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(17)

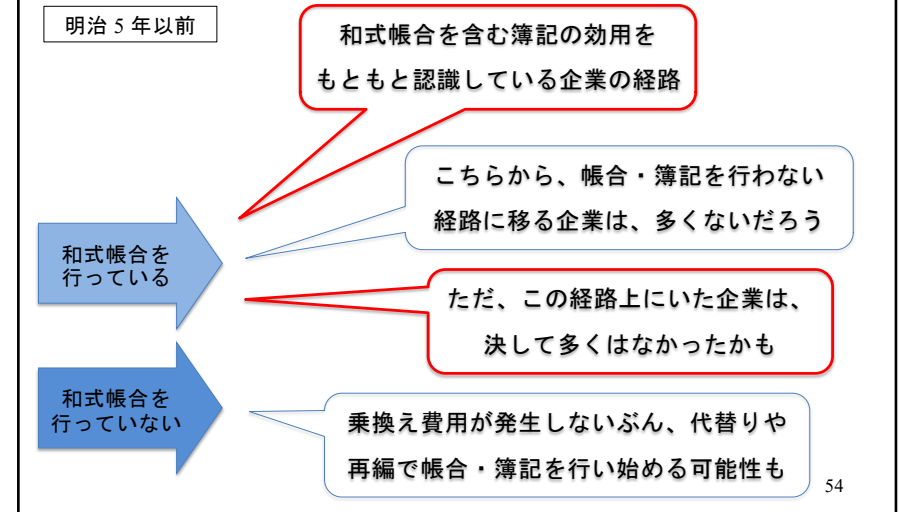
- ここまでに示してきた通史・分岐・経路をイメージ図（経路図）で示せば、以下のスライド53-57のようになろう
- まず通史的な経路図を示してから、次に各分岐に着目した経路図を示す
- 時間（軸）は左から右へ進む。企業は事情に応じて各経路を乗り換えるイメージ

52

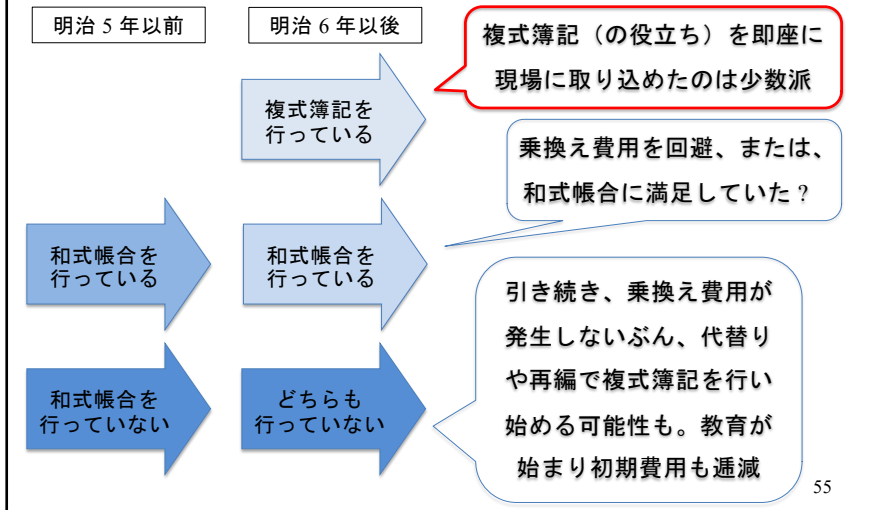
先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(18)



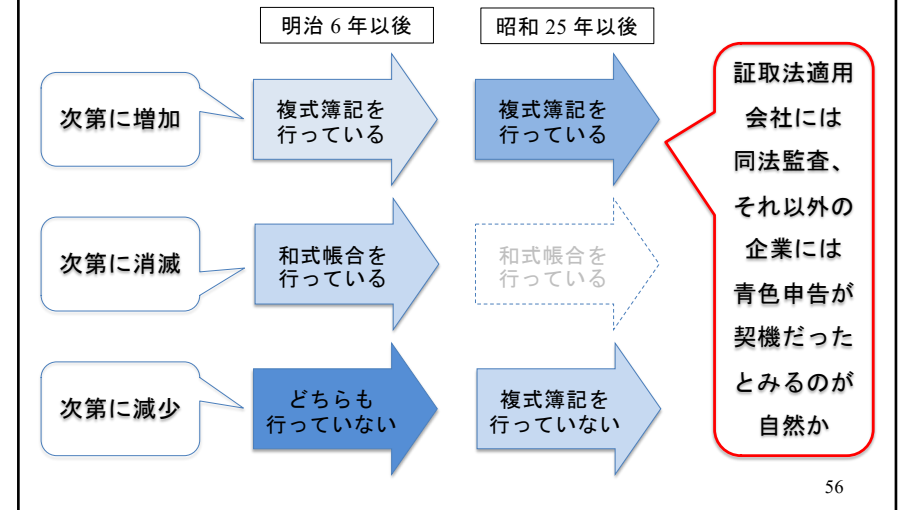
先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(19)



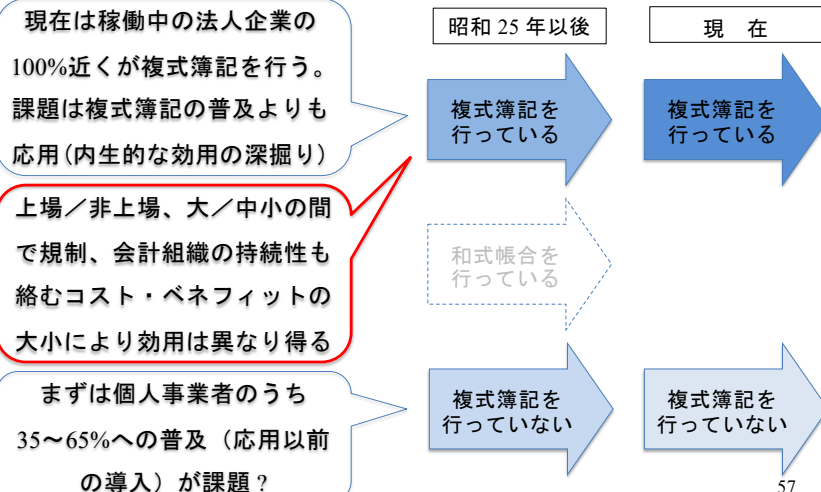
先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(20)



先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路(21)



先行研究・調査で辿る 複式簿記の経路 (22)



1. 背景と課題
2. 対象と方法
3. 日本企業における複式簿記普及率の推測
4. 複式簿記普及率の受け止め方
5. 先行研究・調査で辿る複式簿記の経路

6. 本報告の含意

7. 残された課題

58

本報告の含意(1)

- ☛ ここまでで、すでに提示してきた本報告における各論的な含意は、つまるところ、次に示す総論的な含意に一般化できる
- ☛ 日本企業における複式簿記普及の経路を通史的に検討・記述することによって、特定の時代史(だけ)をふまえる場合と異なった知見が得られることがある

59

本報告の含意(2)

- ☛ たとえば、近年における複式簿記の普及状況だけを念頭に置くと、外生的な効用が捨象されて、内生的な効用が過大評価されかねない。それに対し...
- ☛ 複式簿記の(実務における)普及のペースが緩やかだった時代だけを想定すると、内生的な効用の過小評価につながり得る

60

本報告の含意 (3)

- それゆえ日本企業における複式簿記普及の経路について、通史的に認識しておく意義がある。これが本報告の、おそらくわかりやすい（総論的な）含意
- ただ、そこで **key word** にした複式簿記の内生的な効用の、より具体的な定量化が、本報告ではほぼ **black box** に入ったまま

61

本報告の含意 (4)

- 外生的な効用については既述のとおり、法律違反を回避したり税制上の特典等を受けるベネフィットを、そのための学習や会計ソフトの導入等で生じるコストとともに、ある程度具体的に想定できよう
- それと比較して、内生的な効用を具体的に定量化するのは、容易ではなさそう

62

本報告の含意 (5)

- 複式簿記で財産管理をうまく遂行できたとして、そのベネフィットはどれだけ？
- 複式簿記によって、財政状態・経営成績がどれだけよくなる？
- コスト・ベネフィットを語りながらも、内生的な効用の大きさを具体的に（上記のように）語ることは、回避されている

63

本報告の含意 (6)

- それが（本報告に固有の課題であるのかについてはさておいて）、ここでのもう1つの含意ないし問題提起になる、と認識されている。というのも...
- 複式簿記に伴うコスト・ベネフィットは、普及の経路と同じ論点ではないものの、経路の分岐の決め手とみられているから

64

本報告の含意(7)

- ❧ 「より大きい／小さい」といった相対的な評価ができれば十分...かもしれないが、簿記研究者が複式簿記の効用の定量化に無頓着でいるとしたら、問題とも思う
- ❧ それを解消ないし軽減するための直接的な作業となるかは微妙であるけれども、残された課題にふれて本報告を終える

65

1. 背景と課題
2. 対象と方法
3. 日本企業における複式簿記普及率の推測
4. 複式簿記普及率の受け止め方
5. 先行研究・調査で辿る複式簿記の経路
6. 本報告の含意

7. 残された課題

66

残された課題(1)

- ❧ 青色申告制度が複式簿記を想定するのは、正確な所得計算の基礎を求めるからだとしても、それに伴う特典は外生的と割り切りやすい。むしろ、会計と複式簿記、それぞれの内生的な効用の区別が課題か
- ❧ 複式簿記の内生的な効用について、より厳格に定義することが必要になろう

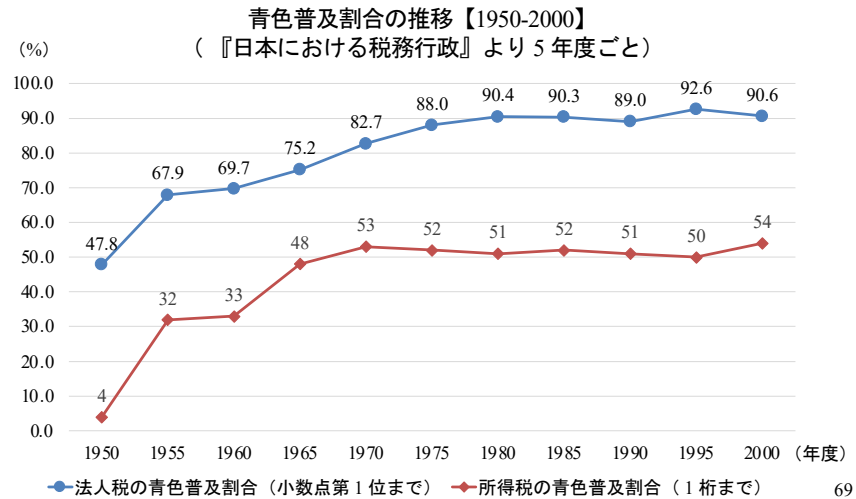
67

残された課題(2)

- ❧ 法人企業での青色普及割合が約20年間、漸増した時期(1960-1980年)があった
- ❧ 関連する会計原則や法律の改廃、また、会計ソフトの普及といった環境の変化による影響について、もう少し検討したい
- ❧ とくに会計ソフトの普及は、複式簿記の内生的な効用の過大評価につながり得る

68

日本企業における 複式簿記普及率の推測(再掲)



残された課題(3)

- ❖青色普及割合が、複式簿記普及率の代理変数として、適切には機能しないケース(現金主義を含む簡易簿記にもとづいて青色申告が行われるケース)があることがわかった(スライド32参照)
- ❖こういったケースについての把握と対処を続ける必要がある

70

残された課題(4)

- ❖複式簿記の普及は、いつでも、だれにとっても、時代や企業(規模・形態)を問わず目標ないし至上命題になる、とはかぎらないかもしれない
- ❖企業によっては、複式簿記のコストが、ベネフィットを上回る可能性があるだろう。それも視野に入れた検討を行いたい

71

残された課題(5)

- ❖本報告は無意識的に、複式簿記の内生的な効用には基本的に変化が生じていないことを前提としたような内容になった
- ❖だが当学会設立から約40年が過ぎた現在、複式簿記の内生的な効用も変わっているかもしれない。そのことも考慮しながら通史的な経路の記述に取り組む

72

参考文献一覧(1)

- 安藤英義 (2012) 「研究ノート 商工省「財務諸表準則」(1934年)の再評価—「企業会計原則」に対する先駆性—」『専修商学論集』第95号(2012年7月)、79-95頁。
- 大藪俊哉編著 (2022) 『簿記テキスト〔第6版〕』中央経済社、2022年。
- 小川晃司 (2021) 「青色申告制度と正規の簿記の原則」『簿記研究』第4巻第2号(2021年12月)、8-18頁。
- 小倉栄一郎 (1960) 「商法制定と当時の簿記普及への影響」『産業經理』第20巻第12号(1960年12月)、32-41頁。
- 小倉栄一郎 (1974) 「計数管理発達の経営史実証」『経営史学』第9巻第1号(1974年7月)、110-131頁。
- 大日方隆 (2023) 「会計制度の経路依存性」日本会計史学会第42回大会特別講演会スライド(2023年11月18日)。
- 片野一郎 (1983) 『新簿記精説(上巻)—簿記の理論と実務の精講—』同文館、1983年。
- 加藤恒二 (2003) 「青色申告制度の課題—所得税を中心に—」『税務大学校論叢』第41号(2003年6月)、1-70頁。

73

参考文献一覧(2)

- 工藤栄一郎 (2023) 「明治初期における簿記知識の社会普及と『帳合之法』および慶應義塾の貢献」福沢論吉協会編『福沢論吉年鑑』第50号(2023年)、23-38頁。
- 久野光朗編著 (2007) 『新版 簿記論テキスト』同文館出版、2007年。
- 国税庁 (2004) 『日本における税務行政(平成15年版)』、2004年 (<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2003/change.htm> : 2024年8月30日最終閲覧)。
- 国税庁 (2002-2009) 『第52-59回 事務年報 平成14-21年度(冊子版)』2002-2009年。
- 国税庁 (2010-2022) 『第60-72回 事務年報 平成22-令和4年度(オンライン版)』2010-2022年 (<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/jimunenpo/index.htm> : 2024年8月30日最終閲覧)。
- 国税庁 (2023) 「令和5年度特別展示『明治～昭和戦前期の法人所得と税務行政』」2023年 (<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/tokubetsu/r05.htm> : 2024年8月30日最終閲覧)。

74

参考文献一覧(3)

- 財務省 (2024) 「第3回 税制調査会(2024年6月4日)説明資料 [経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備]」2024年6月4日 (<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/6zen3kai3.pdf> : 2024年8月30日最終閲覧)。
- 司法省編纂・瀧本誠一校閲 (1932) 『日本商事慣例類集』白東社、1932年。
- 高野裕郎 (2018) 「商工省「財務諸表準則」が昭和初期の財務諸表に与えた影響」『産業經理』第77巻第4号(2018年1月)、150-162頁。
- 武田浩明 (2015) 「青色申告制度について—白色申告者の事務負担—」『税法学』第573号(2015年5月)、159-171頁。
- 武田隆二 (2009) 『簿記I 〈簿記の基礎〉〔カラー版第5版〕』税務經理協会、2009年。
- 田中孝治 (2014) 『江戸時代帳合法成立史の研究』森山書店、2014年。
- 戸田龍介 (2011) 「研究ノート 地域振興のための簿記の役割(3)—従来の農業簿記の批判的検討を中心に—」『商経論叢』第47巻第1号(2011年9月)、129-143頁。

75

参考文献一覧(4)

- 戸田龍介 (2014) 「研究ノート 日本における農業簿記の研究(2)—全国農業経営コンサルタント協会理事長・西田尚史税理士へのヒアリング調査(第1回)—」『商経論叢』第50巻第1号(2014年10月)、83-99頁。
- 中野常男=清水泰洋編著 (2019) 『近代会計史入門(第2版)』同文館出版、2019年。
- 中村 忠 (2008) 『新訂 現代簿記(第5版)』白桃書房、2008年。
- 西川孝治郎 (1971) 『日本簿記史談』同文館、1971年。
- 西川 登 (2019) 『簿記会計等雑稿(退職記念品)』、2019年。
- 新田忠誓 (2024) =石原裕也=市川紀子=大野智弘=金子善行=神納樹史=坂内 慧=佐久間義浩=千葉啓司=塚原 慎=徳山英邦=中村亮介=西山一弘=船越洋之=宮川 宏=山田ひとみ=山元堅史=吉田智也著『エッセンス簿記会計 第20版—初歩から納税申告書作成・財務諸表分析まで—』森山書店、2024年。
- 日本税理士連合会=税制審議会 (2011) 「青色申告制度のあり方について—平成23年度諮問に対する答申—」(2011年3月21日)。

76

参考文献一覧(5)

- 日本・東京商工会議所（2022）「『消費税インボイス制度』と『バックオフィス業務のデジタル化』等に関する実態調査結果」2022年9月8日（2024年8月30日時点では、中央経済社のサイト（<https://www.chuokeizai.co.jp/zeinomado/7245c6d5be4d8f653f175b7a3f708e3328f74464.pdf>）から入手可能）。
- 沼田嘉穂（1992）『簿記教科書〔五訂新版〕』同文館、1992年。
- 橋本寿哉（2022）「和式簿記法の研究史」『環境創造』第28号（2022年3月）、1-24頁。
- 日野雅彦（2009）「青色申告制度の意義と今後の在り方」『税務大学校論叢』第60号（2009年6月）、315-408頁。
- 福澤諭吉（1897）『福澤全集緒言』時事新報社、1897年。
- 星野有理子＝平川 茂（2020）「戦後の税制改正に伴う我が国の中小企業会計基準の変遷」『かやのもり 近畿大学産業理工学部』第31号（2020年6月）、27-35頁。
- 安平昭二（2007）『簿記要論〔六訂版〕』同文館出版、2007年。

参考文献一覧(6)

- Russell, B. (1946) *History of Western Philosophy and its Connection with Political and Social Circumstances from the Earliest Times to the Present Day*, George Allen and Unwin.
- Waymire, G. B. and S. Basu (2007) *Accounting is an Evolved Economic Institution, Foundation and Trends® in Accounting*, Vol. 2, Nos. 1-2, now Publishers Inc.
- 拙稿（2013）「勘定理論と「拠出資本と留保利益の区別」の主従—名目・実在勘定の分類と損益資本金振替えの可否との関係—」『日本簿記学会年報』第28号、43-50頁。
- 拙稿（2019）「明治時代中期の企業定款にみる簿記のあり方の認識・想定」日本簿記学会第35回全国大会自由論大報告スライド（2019年8月25日）。
- 拙稿（2023a）「簿記史・会計史研究の『存在感』」『企業会計』第75巻第11号（2023年11月）、126-127頁。
- 拙稿（2023b）「大阪公立大学所蔵『大阪市史編纂資料』と簿記・会計」日本会計史学会第42回大会自由論題報告スライド（2023年11月18日）。